TOSHIBA
Leading Innovation

東芝蛍光灯器具用 増灯ユニット取扱説明書

保管用

001Y1393E

形　　名	BOX-415-PK9	初期照度補正機能付
適合ランプ	東芝高周波点灯専用蛍光ランプ"メロウライン"（FHF32）	

このたびは東芝蛍光灯器具用増灯ユニットをお買いあげいただきましてまことにありがとうございました。お使いになる方や他人への危害と財産の損害を未然に防ぎ、商品を安全に正しくお使いいただくために、この取扱説明書をよくお読みください。
この増灯ユニットは電子安定器を採用しておりますので、電源周波数に関係なくご使用できます。

・照明機器の工事に関しては、電気工事の有資格者の施工管理が義務付けられています。

■安全上のご注意

商品および取扱説明書には、お使いになる方や他人への危害と財産の損害を未然に防ぎ、商品を安全に正しくお使いいただくために、重要な内容を記載しています。

・工事が終了しましたら、この説明書は必ずお客様へお渡しください。

工事店様へ　施工上のご注意

⚠ 警告　この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示します。

・増灯ユニットの取り付けは、取扱説明書に従って行なってください。取り付けに不備があると器具落下、感電、火災等の原因となります。

・電源線接続の際は、2 器具本体の取り付け④に従って確実に行なってください。接続が不完全な場合は、接続不良による発熱、火災、感電の原因になります。

・増灯ユニットを改造したり、部品を変更して使用しないでください。器具落下、感電、火災等の原因となります。

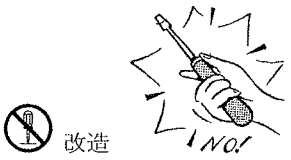

⚠ 注意　この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が傷害を負う危険が想定される場合および物的損害の発生が想定される内容を示します。

・この増灯ユニットは屋内専用で、５℃～３５℃の範囲で使用するよう設計してあります。高温で使用しますと火災の原因となります。屋外や湿気、水気のある場所で使用しますと、湿気の浸入による絶縁不良、感電の原因になります。

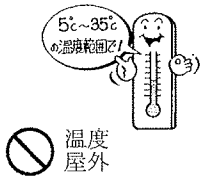

・増灯ユニットに表示された電源電圧（定格電圧±６％以内）以外の電圧でご使用しないでください。間違って使用しますとランプ、安定器などの短寿命、火災の原因となります。（増灯ユニットの定格電圧と電源電圧は器具を取付ける前に必ず確認してください。

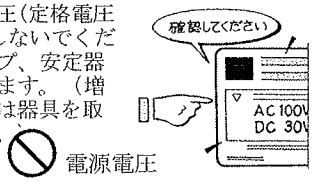

・お客様はお読みになったあとも必ず保管してください。

お客様へ　使用上のご注意

⚠ 警告　この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示します。

・ランプ交換やお手入れの際は、必ず電源を切ってください。感電の原因となります。

・ランプや器具を布や紙などの可燃物で覆ったり、被せたり、燃えやすい物を近づけたりしないでください。火災の原因になります。

・ランプの端部が黒ずんだり、暗くなった時は、早めに交換してください。ランプ交換の際は、"メロウライン"（ＦＨＦ３２）とご指定ください。間違った種類・ワット(W)数のランプを使用した場合は、過熱により器具が変形、変色したり火災の原因となります。
・電源を入れた状態でランプ交換を行うと、ランプが点灯しない場合があります。

⚠ 注意　この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が傷害を負う危険が想定される場合および物的損害の発生が想定される内容を示します。

・器具を清掃する際は、乾いたやわらかい布か、水で浸したやわらかい布をよく絞ってから拭いてください。

・器具を清掃する際は、ソケット等の樹脂部には、水、洗剤、薬品などは使用しないでください。部品の劣化や感電の原因になります。

・ランプを清掃する際はランプを器具から外して乾いた布で拭いてください。

・照明器具には寿命があります。設置して10年経つと、外観に異常がなくても内部の劣化は進行しています。点検・交換をおすすめします。
　※使用条件は周囲温度30℃、年間3000時間点灯です。周囲温度が高い場合・点灯時間が長い場合などは寿命が短くなります。
・1年に1回は「安全チェックシート」により自主点検、および定期的に工事店等の専門家による点検を実施してください。
　（「安全チェックシート」は弊社ホームページに掲載しております。）
・点検せずに長時間使い続けるとまれに火災・感電・落下などに至る場合があります。

⚠ お願い

・ラジオ、ワイヤレス方式の機器は、なるべく照明器具から離してご使用ください。雑音が入る場合があります。
・間引き点灯の場合は、分岐回路をもうけ、そのスイッチで消灯してください。

■各部のなまえ

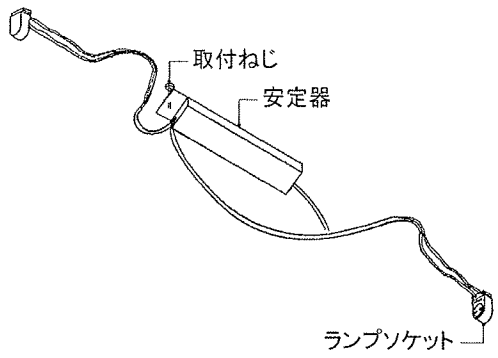

■ この器具は、システムアップシリーズの増灯ユニットです。表1の基本灯具（2灯用）に取り付けて、3灯用に増灯可能です。但し、基本灯具がシステムユニットF-4234、F-4235、F-4265N･OA1、F-4265N･OA2、F-4265N･OA3との組合せ時は増灯できませんので、ご注意ください。増灯ユニット・基本灯具・システムユニットは別売・別梱包です。

器具質量
1.5kg

基本灯具形名	FHR-42540M-PK9

表１

■ BOX-415-PK9（増灯ユニット）を増灯した時には、表2のように電気容量がアップしますのであらかじめ電気容量についてご配慮ください。

電圧	入力電流	
	基本灯具のみ	基本灯具＋増灯ユニット
100V-242V	0.91A-0.37A	1.37A-0.56A

表２

■器具の取り付けかた

1 器具の取り付け準備

① 増灯ユニットを取り付けると、電気容量がアップしますまで、表2の電気容量を確認してください。
② 基本灯具の電源スイッチを切ってください。
③ 基本灯具から、ランプ、反射板を取りはずしてください。

2 器具本体の取り付け

① 増灯ユニットの安定器についた取付ねじを押し上げ、ねじの頭を基本灯具のヒョウタン穴の挿入部に挿し込み、取付ねじの頭の下部の溝部（第3図）に灯具の板金が狭まるようにしてねじをスライドさせて安定器を仮止してください。（第1図、第2図）

（注）安定器は基本灯具に貼付してあるラベルに従い、基本灯具の端子台側に安定器の電源線（白・黒コード）側がくるように取り付けて下さい。反対に取り付けるとコードが端子台に届きません。

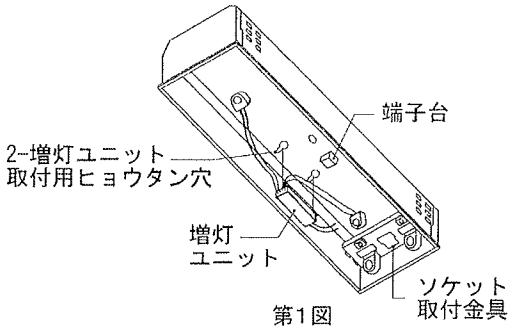

第1図

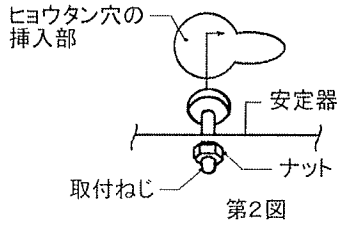

第2図

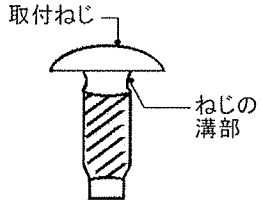

第3図

② 安定器についたナットを締め上げ安定器を固定してください。

不備がありますと、器具落下の原因となります。

③ ランプソケットをソケット取付金具の裏側を通して、確実に取り付けてください。（第4図）
④ 安定器の電源線（白・黒コード）を基本灯具の端子台の側面に差し込んでください。（第5図）
端子台のN極側に白色コードを差し込んでください。

安定器の電源線を端子台の下面の穴に挿し込むと発熱、火災の原因となります。

端子台の容量は20Aです。

容量を超えると発熱、火災の原因になります。

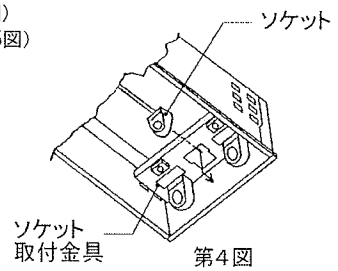

第4図

⑤ 反射板両端のノックアウトを取りはずしてください。（第6図）
⑥ 反射板を化粧ねじで基本灯具に取り付けてください。

不備がありますと、落下の原因となります。

⑦ ランプを全数確実に取り付けてください。

○

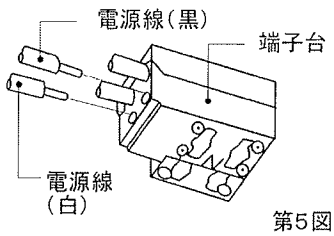

第5図

×

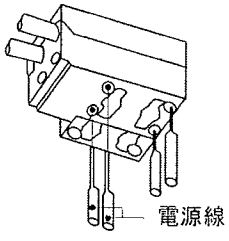

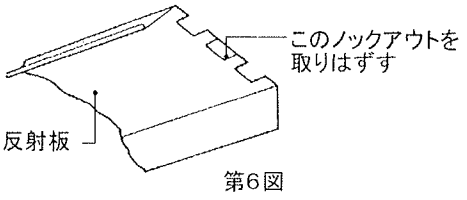

第6図

■初期照度補正機能付照明器具使用上の注意

この器具はランプ初期の明るすぎを自動的に補正する機能を持つ照明器具であり、定格ランプ寿命時に初期時の器具光束が得られる設計となっています。ご使用の際は次の点にご注意ください。

- ランプを寿命末期まで使用される場合（自動リセット）
  安定器が寿命末期を探知し、ランプを消灯します。ランプ交換後は自動的に初期照度機能をリセットし、ランプの明るさが初期状態に戻ります。
- ランプを寿命末期前に交換される場合（手動リセット）
  ランプを寿命末期まで使用せずに取り替える場合は自動リセットが作動しませんので、手動リセットが必要となります。
  以下手順によりランプの明るさを初期状態に戻してください。
  ランプを取り外す→電源onを１秒以上→電源offを３秒以上を３回繰り返す→新しいランプを取り付ける
- ２灯用器具の場合、ランプは２本同時に新しいものとお取替えください。
- 初期照度機能がリセットされた際はランプ点灯１０秒後に初期時の器具光束の明るさに変化します。
  （１０秒間は１００％の明るさで点灯します）
- ランプ装着していない状態で電源on/offを繰り返すと初期照度機能がリセットし、ランプの明るさが初期状態に戻る場合があります。
- 電源を切らずにランプを取り外した場合、初期照度機能がリセットし、ランプの明るさが初期状態に戻る場合があります。
- ＳＥＳＬ、コントルクスと組み合せてのご使用はできません。
- 器具・ランプの汚れに対する補正はできません。定期的な清掃をお勧めします。
- 照明器具２台以下とオフピカスイッチを組み合わせて使用する場合は、オフピカスイッチを２箇所以下でご使用ください。照明器具を３台以上でご使用の場合は問題ありません。
- 照明器具２台以下でオフピカスイッチと組み合わせて使用する場合、手動リセットが動作しない場合があります。オフピカスイッチは２箇所までとしてください。

修理・お取り扱い・お手入れについてご不明な点は

お買い上げの販売店へご相談ください。

販売店にご相談ができない場合は、下記の窓口へ

東芝ライテック照明ご相談センター

0120-66-1048（通話料：無料）
受付時間：365日　9:00～20:00
携帯電話・PHSなど 046-862-2772（通話料：有料）
FAX　0570-000-661（通信料：有料）

・お客様からご提供いただいた個人情報は、修理やご相談への回答、カタログ発送などの情報提供に利用いたします。
・利用目的の範囲内で、当該製品に関連する東芝グループ会社や協力会社に、お客様の個人情報を提供する場合があります。

保証について

- 保証期間は、商品お買い上げ日より1年間です。但し、蛍光灯器具・HID器具の安定器(インバータバラスト含む)については３年間です。
- ランプ、点灯管、電池などの消耗品やセード、リモコン送信機は対象外です。
- 24時間連続使用など、１日20時間以上の長時間使用の場合は、上記の半分の期間とします。
- 取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書に従った使用状態で保証期間内に故障した場合には、無償修理させていただきます。

修理を依頼されるとき

- 保証期間中は、お買い上げ日を特定できるものを添えてお買い上げの販売店(工事店)までお申し出ください。
- 保証期間を過ぎている時はお買い上げの販売店(工事店)にご相談ください。修理によって機能が維持できる場合は、ご希望により有料修理させていただきます。
- アフターサービスについてご不明な点並びに修理に関するご相談は、お買い上げの販売店(工事店)または東芝ライテック照明ご相談センターにお問い合わせください。
- その際は器具の形名、お買い上げ時期をお忘れなくお知らせください。

保証の免責事項

1．保証期間内でも次の場合には原則として有料にさせていただきます
(1)使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障及び損傷
(2)お買い上げ後の取り付け場所移設、輸送、落下などによる故障及び損傷
(3)火災、地震、水害、落雷、その他天災地変、異常電圧、指定外の使用電源(電圧、周波数)などによる故障及び損傷
(4)車両、船舶等に搭載された場合に生じる故障及び損傷
(5)施工上の不備に起因する故障や不具合
(6)法令、取扱説明書で要求される保守点検を行わないことによる故障及び損傷
(7)日本国内以外での使用による故障及び損傷
2．離島および離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には出張に要する実費を申し受けます。

補修用性能部品の保有期間

弊社は、この照明器具の補修用性能部品を製造打切後６年保有しています。
補修用性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です。

東芝ライテック株式会社　照明器具事業部　〒237-8510 神奈川県横須賀市船越町1-201-1　TEL(046)862-2092 FAX(046)861-8796

お客様はお読みになったあとも必ず保管してください。

001Y1393E